

## 南三陸町学校給食費支援金のご案内

町では、町外の小学校、中学校または特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、南三陸町学校給食費支援金を次のとおり支給します。

### 給付対象者

支援金の給付対象者は、次の要件を満たす児童生徒の保護者です。

- ①町内に住所を有していること
- ②3月1日時点で町外の小学校等に在籍していること
- ③教育扶助、他の補助金などの給付を受けていないこと

### 支援金の額

支援金の額は、次のとおりです。

- ①特別支援学校の児童生徒 実費相当額（本町の学校給食費相当額を上限）
- ②特別支援学校以外の学校の児童生徒 実費相当額の1/2（3万円を上限）
- ③食物アレルギーなどにより恒常に弁当を持参する児童生徒 本町の学校給食費相当額

### 申請先

所定の申請書に必要事項を記入し、教育委員会事務局学務係に提出してください。

問 教育委員会事務局 学務係 ☎46-2604

## 看護・介護学生等修学資金貸付

町では、看護師などの資格を取得するため、学校または養成所に在学する人に対し、修学資金を貸し付けます。

### 貸付対象者

次の資格を取得するための学校または養成所に在学する人（入学予定者含む。）で、修学後、将来町内において保健・医療・福祉の仕事に従事しようとする意思のある人。

【資格名】看護師、保健師、介護福祉士、（その他保健・医療または福祉に関する資格などのうち、町長が特に必要と認めるもの。）

### 貸付金額

月額75,000円以内

#### ●貸付条件

- ・貸付利子 無利子
- ・貸付期間 5年以内（修学年限）
- ・償還期間 貸付終了の翌年4月から10年以内

#### ●申込方法

必要書類を保健福祉課まで提出してください（郵送または持参）。申請書は、保健福祉課および歌津総合支所に備え付けているほか、ホームページからダウンロードできます。

#### ●申込期間

3月1日（金）～15日（金）

#### ●問い合わせ

保健福祉課 社会福祉係 ☎46-2601

## 家畜や家きんを飼っている皆さんへ

家畜（牛、豚、馬、めん羊、山羊）や家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう）を飼っている人は、家畜伝染病予防法の定めにより、年に1度、飼養する頭羽数や飼養管理の状況を報告することが義務付けられています。また、愛玩用として鶏などの家きんを1羽以上飼養している場合も、飼養する頭羽数を報告する義務があります。対象となる人に報告様式を配布しますので、農林水産課農林業振興係までお問い合わせください。

なお、報告書の提出がなされないまま飼養した場合は、家畜保健衛生所の指導の対象となりますのでご注意願います。

提出期限 2月16日（金）

問 農林水産課 農林業振興係 ☎46-1378

## 南三陸町第3期地域福祉計画

南三陸町第4期障害者計画・第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画  
南三陸町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画

### パブリックコメント（意見公募）について

町では、令和6年度からを計画期間とする「南三陸町第3期地域福祉計画」「南三陸町第4期障害者計画・第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」「南三陸町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」の策定を進めています。

今回、それぞれの計画の素案を取りまとめましたので、町民皆さまから広くご意見を募集します。

●募集期間 1月29日（月）～2月9日（金）

●応募資格 町内に在住または在勤・在学する人、町内に事務所などを有する人

●閲覧方法 (1) 町ホームページに掲載

(2) 総合ケアセンター南三陸内保健福祉課前での閲覧

●意見の提出 次のいずれかの意見書により提出してください

(1) 町ホームページからダウンロードした意見書

(2) 保健福祉課窓口に備え付けの意見書

●提出先 次のいずれかの方法により提出してください

(1) 持参（保健福祉課）

(2) 郵便（〒986-0725 南三陸町役場保健福祉課社会福祉係宛）

(3) FAX（46-4587）

(4) 電子メール（fukushi@town.minamisanriku.miyanagi.jp）

※電話や口頭でのご意見の受け付けは対応しませんので、ご了承ください。

●その他 パブリックコメントの注意事項などについては、町ホームページをご確認ください（募集期間に併せて掲載します）。

問 保健福祉課 社会福祉係 ☎46-2601

## 南三陸町第3次総合計画（素案）に対する意見公募手続の結果・ご意見への対応内容について（お知らせ）

令和5年10月10日から11月8日まで実施した「南三陸町第3次総合計画（素案）に対する意見公募手続」については、11の個人と団体から23件のご意見をいただきました。

いただいたご意見について、南三陸町総合計画審議会および南三陸町総合計画審議会専門委員会議において審議し、その審議結果を踏まえた町の考え方（ご意見への対応内容）を取りまとめ、町ホームページで公開しています。今回の意見公募手続へのご協力ありがとうございました。

問 企画課 政策調整係 ☎46-1371

## 人権擁護委員を紹介します



武山真理さん



高松千代子さん

1月1日付けで武山真理さん（新任）、高松千代子さん（新任）が人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。任期は3年です。

現在、南三陸町では、6人の人権擁護委員が人権教室の開催や人権に関する皆さまの相談に応じています。相談は無料で秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。なお、定期相談を総合ケアセンター南三陸と歌津総合支所で行っています。相談日は、17ページをご覧ください。